

北大総合博物館主催

土曜市民セミナー
北大の研究最前線

道民カレッジ連携講座



高齢社会と相続法

2018

11/10^土

13:30 ~ 15:00

講師

藤原 正則

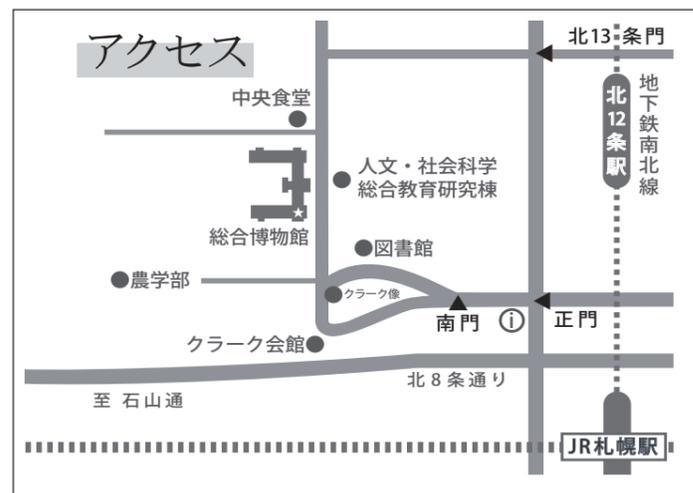
北海道大学 大学院法学研究科

本年、国会で相続法の改正が可決されました。死者から承継した財産は、生者の作り出す財産よりはるかに膨大です。ですから、相続法（・相続税法）は、社会のあり方を左右します。その結果、相続法は、人間社会のあり方に対するその時代毎の考え方を反映しています。現在、ある程度の経済的成功を収めた国々では、高齢社会での相続法のあり方が問題となっています。今回の改正も、高齢社会に対する反応という側面を持っています。そこで、（1）相続法の歴史的な概観を試み、その上で、（2）他国との比較で、日本の相続法の特徴を解説し、（3）相続法改正の意味についてお話ししたいと考えます。

入場無料・申込不要

会場

北海道大学総合博物館 1階
「知の交流」



お問合せ



TEL : 011-706-2658

<http://www.museum.hokudai.ac.jp/>